

【1】特定商取引法（P194）



【2】クーリング・オフ（P194）

■ クーリング・オフ

- いったん契約の申し込みや契約の締結をした場合でも、一定の期間であれば無条件で契約の申し込みを撤回したり、契約を解除したりできる制度

■ 特定商取引法におけるクーリング・オフができる取引

- 訪問販売（キャッチセールス、アポイントメントセールス等を含む）
- 電話勧誘販売
- 連鎖販売取引
- 特定継続的役務提供（エステティック、美容医療、語学教室、家庭教師、学習塾、パソコン教室、結婚相手紹介サービス）

- 業務提供誘引販売取引（内職商法、モニター商法等）
- 訪問購入（業者が消費者の自宅等を訪ねて、商品の買い取りを行うもの）

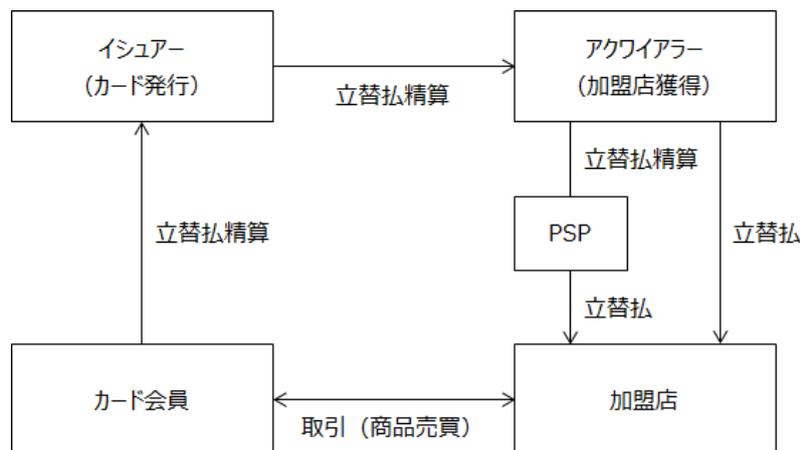
## ■ 通信販売

- 通信販売には、クーリング・オフ制度はない
- 但し、返品可否や条件についての特約がある場合には、特約に従うことになるところ、特約がない場合には、商品を受け取った日を含めて8日以内であれば返品することができる

## 【3】割賦販売法改正（P196）

### ■ 改正のあらまし

- 改正前
  - ◇ テキスト P196 の図のとおり、法律は、イシューア（カード会社）、加盟店、カード会員の三者間の取引を想定
  - ◇ オンアス取引（on-us：自社加盟店取引）
- 改正後
  - ◇ 下図のとおり、アクワイアラー（イシューアとは別に加盟店と契約し、加盟店を管理する会社）及びアクワイアラーと加盟店の間の決済を代行する PSP（Payment Service Provider）についても新たに規律
  - ◇ オフアス取引（off-us：他社加盟店取引）
- 改正点
  - ◇ 改正点①：登録制の導入
  - ◇ 改正点②：カード番号の適正管理義務
  - ◇ 改正点③：加盟店調査義務
- 参考資料
  - ◇ <https://www.meti.go.jp/policy/economy/consumer/credit/kappuhannbaihounoichibuwokaiseisuruhouritsu.pdf>



### ■ 改正点①：登録制の導入

- 改正前：イシューアのみが登録の対象
- 改正後：イシューアに加え、アクワイアラー／PSP も登録の対象（改正法 35 条の 17 の 2 以下）

■ 改正点②：カード番号の適正管理義務等

➤ イシューアー

◇ カード番号の適正管理義務の強化

➤ 加盟店

◇ カード番号の適正管理義務（改正法 35 条の 16）

- クレジットカード番号等の非保持化（＝自社保有の機器・ネットワークにおいて、カード情報を保存・処理・通過しないこと）
- 国際標準 PCI DSS（Payment Card Industry Data Security Standard）（＝国際カードブランド 5 社が共同で策定したセキュリティ基準）への準拠

◇ 不正利用防止の措置義務（改正法 35 条の 17 の 15）

- 対面取引における IC 端末の導入
- 非対面取引における 3D セキュアの導入

■ 改正点③：加盟店調査義務

- 登録を受けたアクワイアラー又は PSP は、加盟店調査を行い（改正法 35 条の 17 の 8）、調査結果に基づいた必要な措置を行わなければならない（改正法 35 条の 17 の 9）